

5 安全管理

① ケガ等での園の対応

1) 園内での対応

幼稚園での教諭職員が応急処置にあたり、必要に応じて病院へ連れていきます。

※病院へ行く際には、保護者と連絡を取りながら行きます。

※保護者と連絡が取れない場合や緊急時には、園指定病院へ行きます。

※麻酔の利用など、重要な処置は重篤な緊急時を除き、保護者にご判断いただきます。

2) 保護者への連絡

園内の応急処置で済む程度のケガ（擦り傷、打撲等）は、保育後連絡帳又は電話でお知らせします。

医師の診察が必要なケガ等については、保護者の方に同伴いただきますが、場合に応じて、職員が医師から説明を受け、保護者に伝言することもあります。

3) 園児同士のトラブルによる保護者への対応

幼稚園での活動中にケガが起きた場合は、幼稚園の管理責任になります。関わりのあった幼児や保護者の責任ではありません。そのことをもとに、ケガ等をした幼児の保護者の方に説明をし、ご理解いただくことに全力を尽くします。

そして、ケガ等をした幼児の保護者の方にご理解いただいた後、適切な時期に関わりのあった幼児の保護者の方にお知らせします。

なお、感情的なもつれ等を避けるために、関わりのあった幼児の保護者の方に直ちにお知らせしない場合があります。

【こども同士によるケガについて】

「友達にぶつかって転び、机に顔をぶつけた」「振り返ったら持っていたおもちゃが友達にあたった」等、集団で生活していると気を付けていてもこのようなことが起きてしまうことがあります。けがの程度やケースに差はあったとしても、子どもがけがをして帰ってきたら親としてショックを受けるのは当然です。それはケガをさせた場合も同じでしょう。一時的に感情的になってしまったとしても、大切なのはそのあとの対応です。

子ども同士のトラブルは、「お互い様」の部分もあります。双方理由や原因があることも多いのです。他人の痛みをわかりあえるように話をしながら心の成長につなげられるといいですね。園としてはケガに至らないように、十分配慮してまいります。